

令和2年度

事 業 計 画

地域福祉活動をひろげます

つながる・ささえあう



身近な窓口になります

小さな力を大きく広げます

むすぶ

ふくらむ

支え育てる

◎基本理念

飯南町社会福祉協議会の基本理念は、
「一人ひとりのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」
を地域福祉活動の使命として推進していきます。

◎基本目標

「頼られる社協、応える地域福祉活動を目指します。」

◎令和2年度 社協指針

私たちが暮らす地域社会では、少子高齢化と人口減少が進み生活環境の変化に伴い福祉課題も複雑・多様化してきています。

国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らし、生きがい、地域と共に創っていく「地域共生社会」の実現を基本コンセプトとし福祉制度改革が進められています。

当社協（地域福祉部門）では、地域共生社会の実現に向けての期待が一層強まる中、具体的な活動方針が提示されている「しまね版第2次アクションプラン」を指針・ツールとし、策定後3年目を迎える飯南町地域福祉活動計画の振り返りと見直しを行いながら、さらに行政や関係機関、団体との連携・協働を図ることで、着実に地域福祉活動を進め役割を果たしていきたいと思います。

法人運営部門では、平成31年4月1日から順次施行されている「働き方改革」の実現に向けて対応していくことで、働く環境整備を行い働き甲斐のある職場づくりを目指し、併せて「社会福祉法人改革」によるガバナンスの強化、法人運営の透明性、財務規律の強化を継続することで信頼性を高めてまいります。

介護保険事業部門においては、本会の大きな財源を占める介護保険収入が処遇改善加算等もある中、減少傾向にあることで法人全体の経営危機に繋がりはしないか危惧しています。特に、在宅介護における通所・訪問介護サービス事業については、全体的に要介護者が減少し事業

対象者、要支援1・2における利用者が増加傾向にあることや訪問回数減による介護報酬額の減少があります。当社協として効率的な運営を行うことはもとより、介護保険事業の方向性を見直していく時期と考えます。

保育所運営部門では、通常保育の継続と保育内容の充実はもとより、目標としている受け入れ月齢引下げの実現に向かって、来年度も引き続き県内・県外の保育専門学校への保育士募集を行うとともに保育体験事業の実施や、保育研修生の受入れ等により保育士の人材確保に向け努力してまいります。

また、飯南町においては、保小中高一貫教育が進められている中、保育所の位置づけも重要になってきています。今年度からは新たに「キャリアパスポート」に保育所も取り組むことで小中高との関りがますます充実してくると考えます。こうした関りや繋がりを通して、学校の児童、生徒が保育所への関心を持つことで将来、保育士の人材確保に繋がることも大きいと考え積極的に取り組んでまいります。

本会といたしましては、地域住民の皆様がいつまでも住みなれた地域で生きがいをもって暮らし続けられるよう、本会の基本理念に掲げております「一人ひとりのつながりを大切にし、誰もが安心して暮らすことのできる福祉のまちづくり」を地域福祉活動の使命として推進してまいります。

<各課の事業計画>

I. 総務課

1. 運営方針

- 社会福祉法に基づいた役員会の運営や事業運営の透明性・財務規律の強化に努めます。
- 法人全体で各事業の経営状況を共有し、全職員で効率的な事業運営を目指します。
- 行政を始めとする他機関と連携した人材確保に努めるとともに、職員のキャリアに応じた研修を行い、職員の資質向上に取り組みます。

2. 重点実施項目

- パートタイム労働者・有期雇用労働法施行にかかる規則の改正及び見直しに対する対応を行います。
- 労働安全衛生法を遵守し、職員の安全と健康管理に努めます。
- 飯南町共同募金委員会・日赤飯南町分区の継続した取り組みを行います。

3. 実施事業

(1) 役員会議の開催

- 1) 理事会の開催（5月・10月・1月・3月）
- 2) 監査会の開催（5月・10月）
- 3) 内部監査の実施（年3回）
- 4) 理事会全員協議会の開催による重要事項の事前協議及び情報交換
- 5) 役員研修会の開催（12月）
- 6) 評議員選任・解任委員会の開催
- 7) 議決機関としての評議員会の開催（6月・10月・2月・3月）
- 8) 運営検討会議の開催（月1回）
- 9) 管理職会議の開催（隨時）

(2) 諸規程の整備

- 1) 根拠法に添って関連規程を改正の都度整備し、法令順守に努めます。
- 2) 社会保険労務士との委託契約により、労働関係法律の改正に速やかに対応します。

(3) 地域公益活動

- 1) 社会福祉法人と連携して、公益的な取り組みを進めていきます。

(4) 情報開示による事業の透明性の確保

- 1) ホームページによる情報開示を行います。
- 2) 社会福祉法人財務諸表等電子開示システムの運用を行います。
- 3) 広報誌の発行（年5回）し、情報内容を検討します。

(5) 社協会費の募集

- 1) 住民は社協会員であるとの理解を深めるPRに努めるとともに、企業等賛

助会員から会費の募集に努めます。

(6) 公的財源の確保

- 1) 基本的な法人運営の理解を求め、公費財源の確保に努めます。

(7) 福祉・介護人材の安定的な確保と定着

- 1) 行政を始めとする関係機関と連携して人材確保に努めます。

(8) 基金の活用による地域住民への還元

- 1) 香典返し等の寄付による典礼事業（斎壇・靈柩車）の整備をします。
- 2) 町内福祉施設への福祉用具の助成事業を実施します。
- 3) 地域福祉推進事業への活用をします。

(9) 各部署との連携による職員育成研修

- 1) 新人職員には採用後、内部研修の実施を行い配属先では実務に添った研修と研修日誌を活用したスムースな職場適応への支援を行います。
- 2) 中堅・指導的職員等、キャリアに応じた外部研修への積極的な参加を促します。
- 3) 職員一人ひとりが目標をもって仕事に取り組めるように職員目標管理シートの継続実施を行います。
- 4) 地域福祉サービス法人内部会議により、主任者間の情報共有と課題に対する協議の場を持ちます。
- 5) 人権研修への参加啓発
- 6) 管理職員への労務管理研修の実施

(10) 資格取得の推進

- 1) 資格取得支援制度実施要綱の運用により、積極的な資格取得を推進します。

(11) 職員の福利厚生

- 1) 衛生委員会を開催し、職場環境及び職員の健康管理について課題をあげ改善を図ります。
- 2) 健康診断の結果について、産業医と協力して職員の健康保持に努めます。
- 3) 定期健康診断に加えて、積極的ながん検診を推奨し助成金を支給します。
- 4) メンタルヘルスの相談窓口を設けるとともに、全職員に対してストレスチェックを行います。

(12) 苦情解決

- 1) 各部署における苦情等を職員が共有認識し、再発防止に努めます。
- 2) 住民・サービス利用者からの要望や課題については、運営検討会議等で協議し各部署や関係機関に繋げていきます。
- 3) 第三者委員との意見交換会の開催を行い、適切な苦情対応に努めます。

(13) 赤い羽根共同募金活動の充実

- 1) イベント募金や、募金付き自動販売機の設置など積極的な募金活動を推進し、自主財源の確保に努めます。
- 2) 新たな募金活動（募金百貨店・テーマ募金）を検討していきます。

3) 共同募金委員会、審査委員会による公正な助成事業の決定をします。

(14) 日赤飯南町分区の活動の充実

- 1) 赤十字活動の推進及び社費・寄付金の資金協力に努めます。
- 2) 災害時における速やかな活動に努めます。
- 3) 救急法講習会等への講師派遣
- 4) 救援物資・見舞金の贈呈

II. 地域福祉課

1. 運営方針

- つなげる・・・対象や分野を超えたネットワークの形成を図り、住民主体の地域づくりを進めます。
- 受け止める・・・全ての住民の思いを受け止め、寄り添い、共に解決に向けて行動します。
- 挑戦する・・・地域の生活・福祉課題に向き合い、その解決に向けて挑戦します。

2. 重点実施項目

- 『地域福祉活動計画』に添った活動を展開していきます。
- 各関係機関とのつながりをさらに強化し、協働したまちづくりを行います。
- 職員のスキルアップを図ります。

3. 実施事業

(1) 小地域福祉活動推進事業

各関係機関との細やかな連携のもと、まちづくりを一体的に進めていきます。

- 1) 『地域福祉活動計画』を軸とした小地域福祉活動の推進
 - ・福祉合同会議の開催
 - ・各地区での福祉研修会開催支援
 - ・『地域福祉活動計画』ダイジェスト版の作成と周知
 - ・『地域福祉活動計画』中間評価及び見直しの実施
 - ・福祉視察研修先の調整、車両貸し出し

(2) 生活支援体制整備事業

高齢になっても地域で自立した生活を送れるよう支援の体制づくりを進めていきます。

- 1) 生活支援コーディネーター業務の実施による、CSW（コミュニティソーシャルワーカー）の機能強化
 - ・地域課題の把握、社会資源の創出支援
 - ・保健福祉課、地域振興課、各公民館等との一体化した事業の継続実施

- ・集落実態調査からの課題解決、未来像を計画実行に移すための後方支援

(3) 総合相談事業

生活課題を抱える人たちの総合相談機能を充実・強化し関係機関とともに支援します。

- 1) 心配ごと相談『こもれび相談』の開設 毎月2回
- 2) 無料法律相談の開設 隔月1回 → ニーズに応じた相談枠の拡大
- 3) ひきこもり・不登校の当事者・保護者の相談場所『ぷらっと』の開設
毎週3回 月曜日、水曜日（14時～17時）、金曜日（9時～17時）
 - ・訪問活動の継続実施
 - ・関係機関での事例検討会等、協働支援に向けての働きかけ
- 4) 相談場所の周知、相談をつなぐ体制に向けた働きかけ（ポスター、パンフレットの活用）
- 5) 相談者に応じた相談場所の設定
- 6) 相談員、サポーターの研修会への参加促進

(4) 日常生活自立支援事業・法人後見事業

高齢者や障がいのある方が安心して生活できるよう、ふたつの事業の役割を活かしながら、各関係機関と連携した支援に努めます。

- 1) 住民への各制度の周知、研修会の実施
- 2) 各関係機関（福祉事業所等）と連携した事業の推進
- 3) 生活支援員研修会への参加促進（県社協主催、飯南町社協主催）
- 4) 法人後見運営委員会の開催

(5) ボランティアセンター事業

皆が協働し地域の生活課題を解決していくために、ひとりでも多くの方の理解を深め実動いただけるよう、啓発や育成に努めます。

- 1) ボランティアの理解促進、及びボランティアの育成と強化
 - ・ボランティア研修会の開催
 - ・小中学生対象のサマーボランティアスクールの開催 年1回
 - ・活動募集やニーズに応じた活動者のコーディネート
 - ・福祉教育推進事業と併用した事業の推進

(6) ふれあいいきいきサロン事業

地域の集いの場が充実し、継続できるよう支援をしていきます。

- 1) 新規立ち上げと継続支援
- 2) サロンを通じ、地域住民との交流を広げるための情報提供

(7) いーなんシルバーおたすけ隊事業

会員には知識や経験を活かせる場を提供し生きがいや健康の増進を、利用者には低価格での利用を促進し、双方の支援活動を行ないます。

- 1) 新規会員募集の継続
- 2) 安全・適正就労の促進
- 3) 会員意見交換会の実施
- 4) 対象外のニーズを他機関へつなぐ

(8) 配食サービス事業

栄養バランスのとれた体に優しい弁当作りと、安否確認を兼ねた弁当の配達を行います。また、福祉教育やボランティアの育成に繋げます。

- 1) ボランティアの協力のもと地域との連携を深めた円滑な運営
- 2) 衛生面、安全面へ配慮した事故のない運営
- 3) 若い世代や職域等からのボランティア活動への参加促進

(9) 福祉教育推進事業

各学校、保育所や公民館とともに福祉教育を進めています。また将来、福祉に携わる人材の育成を強化し、社協全体で取り組む体制を構築します。

- 1) 各学校、保育所における福祉教育支援の継続と働きかけ
- 2) 各公民館との協働と連携強化による福祉教育の推進

(10) 地域福祉諸団体との連携事業

福祉のまちづくりを地域福祉諸団体と協働して推進します。

- 1) 民生児童委員協議会との協働
- 2) 身体障がい者協会、原爆被災者協議会、手をつなぐ育成会への支援・協力
- 3) 老人クラブ連合会、母子会、遺族会、福祉施設、各ボランティア団体などの連携・協力

(11) 単身高齢者、高齢者等世帯事業

訪問活動を継続し“安心と生きがいづくり”的お手伝いをしていきます。

- 1) 70歳以上の高齢者世帯訪問の実施（実態把握、困りごとの相談、情報提供）
- 2) 各関係機関と協働した敬老会の開催

(12) 生活福祉資金・民生融金相談受付貸付事業

低所得者、高齢者、障がい者等を対象にした資金貸付と、必要な相談支援を飯南町と連携し対応するとともに、他の福祉サービスに繋げることも視野に入れた事業運営を行います。

- 1) 生活福祉資金の円滑な運営
- 2) 民生融金（緊急現金）の円滑な運営
- 3) 飯南町の生活困窮者相談窓口（福祉事務所）と連携した借入申し込み世帯の生活課題の把握、課題への取組み
- 4) 資金運営委員会の開催（定例1回／年、必要時）

(13) 災害時における災害ボランティアセンターの設置運営

- 1) 改訂版『災害ボランティアセンター設置マニュアル』の周知
- 2) 災害ボランティアセンター立ち上げ・運営研修会の開催

III. 在宅福祉課 《通所介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者と家族にとって、安心して安全に過ごせる場所となることを目指します。
- 利用希望者を受け入れ、一人ひとりを大切にする介護を実践します。
- 建設的な意見を出し合える環境を作り、様々な世代の職員が協力し合い切磋琢磨し働きやすい職場作りを目指します。

2. 重点実施項目

- 利用者が住み慣れた地域で在宅生活が継続できるよう、心身機能の維持と介護者の負担が軽減できるサービスを提供し、長く笑顔で過ごしていただけるよう努めます。
- 重度の認知症や医療依存度の高い方、障がいの方の高齢化による介護保険への移行等、多様化する利用者に合ったサービスを提供します。
- 平成30年4月からの介護報酬改定による報酬減による状況を見極め、今後も効率的な運営となるよう努めます。

3. 実施事業

(1) 通所介護事業（介護保険で要介護1～5と認定された方）

- 1) 通所介護計画・個別対応マニュアル(介護手順書)の作成
 - ・利用者個々の通所介護計画の作成・評価を行い、適切なサービスを実施します。
- 2) 機能訓練の実施
 - ・利用者個人の生活場面に着目した、個別の機能訓練を実施し、軽作業やレクリエーションを通して、楽しみながら心身機能の維持向上を図るプログラムを実施します。
- 3) 自立支援と意欲の向上
 - ・自立支援という基本原則をもとに、本人の残存機能を見極め、在宅生活の中でできることを維持し、ADL介助においても本人の能力を引きだす介助を行います。
- 4) 口腔ケアの実施
 - ・口腔体操の実施、食後等口腔内の清潔を保ち、咀嚼・嚥下機能の維持向上に努めます。
 - ・必要に応じ、医療機関の協力を仰ぎ、個別に口腔ケア指導を行います。
- 5) 園芸活動の実施
 - ・四季に沿った花や野菜を育て、収穫・調理・食べる事での楽しみにより利用者間のコミュニケーション・意欲向上を行います。
- 6) 認知症の悪化防止
 - ・認知症の利用者に対して、楽しみながらできる認知症悪化防止プログラムを実施します。
- 7) 状態把握と悪化防止
 - ・利用者の日々の状態把握に努め、安全に一日を過ごしていただきます。状態に変化がある場合、各関係機関、ご家族と連携し悪化防止と早期発見・対応に努めます。

(2) 第Ⅰ号通所介護事業（介護予防現行相当サービス、事業該当者）

1) 認知症予防、機能訓練の実施

- ・レクリエーションや創作活動等の活動を通して、生活意欲の向上と心身機能の維持向上に資するプログラムを実施します。
- ・認知症予防として、栄養や生活習慣などの相談助言、調査を行います。

2) 自宅でできる介護予防の紹介

- ・自宅で継続してできる、筋力低下防止・健康体操・尿失禁予防・生活習慣等を紹介し、要介護状態への進行を予防することに努めます。

3) 個別相談・生活相談

- ・利用者が抱える生活上の悩みや困りごとを遠慮なく打ち明けていただけるよう信頼関係を構築し、利用者にとって住みやすい環境となるよう相談、提案をしていきます。

(3) 来島高齢者生活福祉センター事業

1) 居住部門

- ・1人部屋 5室
- ・2人部屋 2室
- ・障害者用部屋 1室 10名定員

2) 生活管理短期宿泊事業

- ・定員 4名
- ・冠婚葬祭等、家族が不在の際に短期間（最大1週間程度）の利用が可能

3) 冬季宿泊センター

- ・平成25年12月開所（12月1日～3月31日）
- ・個室 4部屋 夫婦部屋2部屋

(4) 基準該当生活介護の実施（障がい者総合支援法関係）

- 1) 65歳未満の在宅障がいの方に対する必要な介護を提供するとともに、家族介護者の負担軽減に努めます。

4. リスクマネジメント

- ・施設内、サービス提供中に発生の可能性があるあらゆるリスクの防止について、職員が基礎知識と共に認識を身につけ、必要に応じマニュアルを見直し、定期に事故防止を協議し危機意識を高めることで危機管理能力の向上に努めます。
- ・感染症対策には、積極的な研修受講と保健機関等専門職の指導等を仰ぎながら、速やかに対応していきます。

5. 苦情相談の対応

- 1) 利用者及び家族に対する聞き取りを実施し、要望、苦情の早期把握に努めます。
- 2) 利用者及び家族からの相談、苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情対応マニュアル」に沿って速やかに対応し、今後のサービスの向上に努めます。
- 3) 受け付けた相談、苦情は会議を開き、職員間にて共有しサービスの改善に向け誠実に対応を行います。

6. 事業所における自己評価の実施

- ・雲南地域介護サービス事業管理者連絡会における事業所自己評価を行いサービスの見直しを行います。

7. その他

(1) 研修計画（主なもの）

- 1) 科学的介護の技術取得や、認知症対応の研修に参加します。
- 2) 利用者層の変化に伴う、新しい時代の通所介護の運営・あり方についての研修に参加し、職員全体で協議を進めます。
- 3) 職場内において、諸規程（特に就業規則）及び職業倫理を説明・教育し、組織人として必要な心得を学びます。
- 4) 相談援助技術の向上を目的とする研修に参加します。
- 5) 経営感覚の醸成が重要視される中、経営支援の研修に参加します。

(2) 見学・デイサービス体験利用の受け入れ

- 1) 1日2人を上限に体験利用を受け入れます。
- 2) 施設見学、サービス内容の説明に随時対応します。

(3) 会議

1) 外部会議(定例)

運営検討会議・管理職会議・高齢者サービス調整会議・サービス担当者会・法人内部会議・来島居住施設事業検討会議・介護予防推進会議・飯南町福祉施設協議会・飯南町地域包括ケア推進局介護福祉部会・雲南圏域障がい者総合支援協議会・雲南地域通所介護部会

2) 課内会議

職員会(月1回)・ケース検討会(月1回)・事故防止検討会(随時)

3) 職員の健康管理

- ①自己の健康管理を行います。（手指消毒、うがい、マスク着用などの感染予防）
- ②職場内健康診断、一般検診を受けます。
- ③インフルエンザの予防接種を受けます。

《訪問介護事業係》

1. 運営方針

- 利用者の意志や人格を尊重し、個々の立場に立った質の高いサービスの提供を目指します。
- 利用者が住み慣れた地域在宅で、その人らしく安心して暮らしていただけるようにお手伝いします。
- 地域の持つさまざまな福祉サービスと密接な連携を図り信頼関係を築く中で、相談しやすく、利用しやすい事業所を目指します。

2. 重点実施項目

- 全職員が技術・知識・制度を学び、利用者のニーズに沿ったサービスの向上に努めます。
- 職員間、各関係機関との報告、連絡、相談を密にし、利用者の日々の状態変化を見逃さず自立のお手伝いをします。
- 町内唯一の訪問介護事業所としての責務を認識し、安心で信頼して利用頂けるサービスの提供を行います。

3. 実施事業

(1) 介護保険による訪問介護事業

要介護1～5と認定された方で、その方の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活が出来るよう支援を行います。
(身体介護、生活援助等のサービスの提供)

(2) 介護保険による第1号訪問事業（介護予防現行相当サービス、事業対象者）

要支援I・IIまたは事業対象者と認定された方で、可能な限り居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、または要介護状態となることを予防し自立した日常生活を営むことが出来るように支援を行います。（身体介護、生活援助等のサービスの提供）

(3) 障がい者総合支援法による居宅介護事業

居宅において利用者の意志及び人格を尊重し、自立した日常生活または社会生活を営むことが出来るよう支援を行います。
(身体介護、家事援助、通院等介助のサービス提供)

(4) 法定外福祉サービス事業

当事業所のサービス利用者に対し、介護保険、障がい福祉サービスでは算定することが出来ない支援を提供し、安心した生活の維持を図ります。

4. 各種会議

1) 外部会議（定例）

高齢者サービス調整会議・飯南町地域包括ケア推進局介護福祉部会・ケース担当者会・地域ケア会議・雲南地域訪問部会・飯南町自立支援協議会地域部会・集団指導（介護保険、障がい者福祉サービス）

2) 内部会議

課内職員会（月1回）

連絡事項の確認、ケース検討、研修報告、ケア技術の向上の研修を実施

5. 研修会への参加

1) すべての職員が目的を持ち計画的に研修に参加します。

（認知症、接遇、人権、感染症、介護技術、コミュニケーション技術、障がいの特性等）

2) 研修復命による職員への報告、勉強会の実施・課内研修を実施します。

6. 健全な事業運営の促進

- 1) 利用者のニーズに対応できる勤務体制の確保に努めます。
- 2) 訪問時間の効率的な配分と合理的な勤務体制を築きます。
- 3) 困難ケースに対する情報を共有し適切なサービスに努めます。
- 4) 公用車の保全管理を実施します。
- 5) 常に安全運転に心がけ余裕をもって早めの行動を心がけます。
- 6) ヒヤリハットへの対応、事故防止に努めます。
- 7) 緊急時における対処方法の明確化を図ります。

7. 苦情相談の対応

- 1) 利用者、及び家族に対する聞き取りの実施、苦情、要望の早期把握に努めます。
- 2) 利用者、及び家族からの相談苦情を受けた場合は、飯南町社会福祉協議会「苦情対応マニュアル」に沿って速やかに対応し、今後のサービスの向上に繋げます。
- 3) 受け付けた相談、苦情は会議を開き、職員間で共有しサービスの改善に向けて誠実に対応します。

8. 事業所における自己評価の実施

- 1) 雲南地域介護サービス事業管理者連絡会における事業所自己評価を行いサービスの見直しを行います。

9. 職員の健康管理

- 1) 自己の健康管理を行います。（手洗い、うがい等の感染予防、または訪問中の事故防止）
- 2) 職場内健康診断、一般検診を受診（訪問介護員全員、年に1回以上実施する）
- 3) インフルエンザの予防接種、検便を行います。（検便については年1回以上）

IV. 特別養護老人ホーム あかぎの里

1. 運営方針

- 「あかぎの里」で働くスタッフは、「自分の大切な人」を安心して託すことができる施設づくりを目指します。
- 「明るく・暖かく・穏やかな生活の場」を創り上げることを念頭におき、入居者にここに住んで良かったと言っていただけの施設を目指します。
- 常に「多職種協働」を意識し、知恵を出し合い、入居者お一人おひとりの生活を精一杯支えます。

2. スタッフ活動目標

- (1) 常に「穏和」（落ち着き・和やか）な対応で接します。
- (2) 入居者・ご家族そして、職員同士が「礼儀」をもって仕事に臨みます。
- (3) 変化を恐れず、自分自身が「前進」することで施設に貢献します。
- (4) 「人権・命の尊さ」を常に重んじます。
- (5) 「慢心することなく」、社会人として向上できるよう「直向き」に仕事に取り組みます。

3. 重点実施項目

- (1) 令和元年度は、概ね安定した経営ができ、稼働率も短期入所については大幅に上回りました。予定した投資（機器の導入等）も行うことができました。令和2年度の目標稼働率は、本入所95%、短期入所72%として職員一体となって取り組みます。
- (2) 平成30年度後半から開催している「業務改善委員会」において、労働環境・時間外勤務の削減、効率的な動線等を定期的に協議し、かつ介護記録ソフトを導入したことにより、時間外勤務の大幅な削減等、大きな効果を上げることができました。今後も、さらに協議を継続し、働きやすく、開かれた施設作りを目指します。
- (3) 入居者の介護度が上がったことや医療依存度の高い方が増加したことに伴い、月によれば入院される人数・日数が極端に多い月もありました。令和2年度は、入院される人数・日数が減少するよう、施設で取り組める予防策について協議し、実践していきます。
- (4) 令和3年3月には雲南広域連合において「第8期介護保険事業計画」が策定される予定です。令和2年度中に意見収集、協議が行われる予定であり、これに合わせ、当施設もサービス必要量（ベッド数）について調査・検討した上で、今後を見据えた施設運営となるよう保険者に意見具申していきます。
- (5) 人口減少・生産年齢人口の減少は全産業に影響を与えていますが、介護業界の労働力不足、専門職不足は顕著であり、最優先課題として確保に取り組まなければなりません。給与形態の見直しの提案や、「外国人技能実習生の受け入れ」について早急に検討し、方向付けをしていきます。

4. その他の実施項目

- (1) すべての職種が「アセスメント」の重要性を認識し、「主観的情報」と「客観的情報」を相互に関連づけながら、情報を共有する中で、適切なケアを提供します。また、定期的に課題を分析し、より良いサービスに結び付けます。

- (2) 入居者の声を傾聴し、できる限り「思いや願い」を尊重したサービスを提供します。
- (3) 認知症への理解を深めることにより、認知症の方の尊厳を保ち、行動・心理症状 (BPSD) へ適切に対応することで、穏やかな生活を送っていただけるよう支援します。
- (4) スタッフ一人ひとりが役割を深く認識することで、真の意味での「他職種協働」を行える仕組みを作ります。
- (5) 嘱託医、町立病院との連携を深める中で、早期発見・早期治療につながる医療が提供されるよう支援します。
- (6) 経口摂取の維持と食形態、時間 (タイミング)、そして嗜好調査を行いながら、「食」を楽しんでいただくための取組みを行います。
- (7) 感染症対策の徹底 (食中毒を含む) を図り、施設内での集団発生等起らぬよう、予防の啓発とスタッフへの指導を行います。
- (8) 専門機関の協力を仰ぎながら、口腔機能の維持・向上、嚥下機能の維持・向上のための取組みを行います。
- (9) 令和元年度に引き続き、補助金等を活用した介護ロボットの導入及び施設内の環境を改善するための修繕を年次的に行います。

5. 各種会議

<定例会議>

運営検討会議（月1回）・高齢者サービス調整会議（月1回）・ショートステイ調整会議（月1回）・飯南町福祉施設協議会・介護福祉部会への参加

<内部会議>

主任・リーダー会	目的…施設運営に於ける課題等を、協議決定する。決済会議
	構成…施設長、生活相談員、各主任者、リーダー
サービス担当者会議	目的…施設介護サービス計画を作成する。隨時、進捗状況を確認し、モニタリングを行う。
	構成…介護支援専門員、利用者本人、家族、担当職員
グループ会議	目的…業務全般の課題等を協議し、実践する。
	構成…介護職員
給食会議	目的…食事内容、食環境等、協議する。
	構成…全調理員、管理栄養士
職員会議	目的…全職員共通の課題や周知事項を協議、伝達する。また、職場内研修に活用する。
	構成…全職員
運営推進会議 (地域密着型のみ)	目的…利用者・地域住民等に提供サービス内容を明らかにし、地域に開かれたサービス提供を行う。 構成…家族・地域住民・行政職員・施設長・相談員・担当職員

<各種委員会>

施設入所検討委員会	目的…新規入所者を委員の合議にて決定する。
	構成…局長、第三者委員、行政職員、施設長、介護支援専門員、生活相談員、看護職員、必要時関係職員

事故防止委員会	目的…事故発生時、施設長の召集により開催し、原因の究明、今後の対応及び再発防止に向けた具体的対応を協議し、全員に周知、徹底する。
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、各主任者、担当職員
身体拘束廃止委員会	目的…利用者の生命、身体を保護するためやむを得ず、身体拘束が必要な場合、施設長の召集にて開催し対応を協議、全職員に周知する。
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員
感染症対策委員会	目的…感染症発症時、必要時、施設長の召集にて開催し、感染の拡大防止、対応を協議にする。
	構成…施設長、嘱託医、生活相談員、介護支援専門員、各主任者
衛生委員会	目的…職員の危険（労災防止）又は健康障害を防止するための基本となるべく対策を話し合う。
	構成…管理職・職員
安全(医療的ケア)委員会	目的…実施のための体制の検討・事例の分析検討・教育・指導方法の検討・手順の検討と見直し
	構成…施設長、生活相談員、介護支援専門員、介護主任、看護主任、担当職員
業務改善委員会	目的…職員の働き方、業務効率、労働時間等を細かく話し合い、働きやすい職場とするため、見直し改善を行う。
	構成…主幹・主任・他参加自由

6. 研修計画

研修名	対象職員
経営セミナー	施設長
スキルアップ研修	年度対象者
人材育成担当者研修	生活相談員・介護職員
ユニットリーダー研修	介護職員
ユニット実践者セミナー	介護職員
社会福祉法人会計基準講習	施設長・担当職員
生活相談員研修	生活相談員
医療行為に関する研修	看護職員・介護職員
口腔ケア研修	看護職員・介護職員
排泄ケア研修	看護職員・介護職員
老施協 中国大会・県大会	相談員・介護主任・リーダー
リスクマネジメント研修	相談員・介護主任・リーダー・看護職員
認知症研修	介護職員
感染症研修	看護職員・栄養士・調理員
人権擁護研修（虐待防止）	全職員
介護技術研修	介護職員
介護支援専門員実務従事者研修	介護支援専門員

栄養士・調理員研修	栄養士・調理員
栄養ケアマネジメント研修	管理栄養士
介護職員実務者研修	介護職員
飯南町福祉施設協議会研修	全員
飯南町地域包括ケア推進局研修	全員
資格取得に向けた講座・研修	対象者

V. 居宅支援課

1. 運営方針

地域の高齢者や心身に障害がある方々が、住み慣れた地域で安心してその人らしい暮らしを続けることができるよう、「地域福祉」の推進役である社会福祉協議会の相談援助を行う事業所として「気楽に相談できる、信頼される事業所」をめざし、地域における身近な相談者としての役割を担います。

2. 重点実施項目

(1) マネジメントの充実(ケアプラン作成)

- ・自立支援と重度化予防の視点を持ちマネジメントを行います
- ・地域包括ケアシステムの構築の推進に向け、医療との連携強化や他職種と協働を行い、地域ニーズの核となる個別支援から地域支援へ結び付けられるよう活動を行います。
- ・さまざまな生活課題を解決していくようチームをコーディネートしていく力を身につけます。

(2) 運営管理

- ・特定事業所加算(Ⅱ)の算定事業所として質の高いケアマネジメントを行えるように努め、利用者及び地域の方々に選ばれる事業所を目指します。
- ・法令を遵守するとともに、個人情報の保護に留意し、情報提供及び情報開示、ならびに説明責任を果たします。
- ・サービスの質の評価を行い、サービスの検証・改善に取り組みます。

(3) 相談対応の実施

- ・地域の相談所としての活動強化、包括支援センターとの連携を行い相談機能の充実を目指します。
- ・対人援助職としての個々のスキルアップをめざし、利用者、家族の望む生活への実現、または直面している問題や生活課題の緩和や解決を目指します。

3. 実施事業

(1) 介護保険における介護・介護予防サービス計画（ケアプラン）作成

1) 居宅介護支援（要介護1～要介護5）

- ・利用者が可能な限りその居宅に置いて有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- ・入退院や看取りにおける医療との連携を図り、在宅での安定した療養生活

- を支援します。また、家庭介護の継続ができるよう負担の軽減を行います。
- ・認知症の重度化予防や権利擁護に配慮し暮らしをサポートしていきます。
- 2) 介護予防・生活支援総合事業対象者(地域包括支援センター委託)
 - ・閉じこもりや身体機能の改善のみならず、社会参加、生きがいや役割を促進し改善効果が現れるようマネジメントを行います。
 - (2) 要介護認定訪問調査(雲南広域連合委託)
 - ・保険者から委託を受け、公平・中立な調査を行います。
 - (3) 障害者総合支援法による計画相談支援
 - ・障害を持った方々が「自分らしい生活、望む生活」の実現に向け、居宅介護、就労や社会参加を結びつけ生活を支援していきます。
 - (4) 初期段階での相談対応(包括ブランチ業務)
 - ・高齢者の様々な相談を受け付け、的確な情報把握等を行い、緊急性、専門的・継続的な関与が必要かを判断し、包括支援センターとの密に連絡を取り必要な支援に繋げます。
 - (5) 家族介護者交流事業
 - ・家庭介護者が心身の健康を保ちながら介護を継続できるよう心身のリフレッシュを図り、介護者同士の繋がりの場を提供します。

4. 特定事業所加算(Ⅱ)を含む事業所の整備

- (1) 支援困難ケースを適切に処理できる体制を確保します。
- (2) 24時間連絡体制を確保します。
- (3) 運営基準(基準第13条関係)を遵守します。
- (4) 介護支援専門員実務研修における実習の受け入れを行います。
- (5) 資質・専門性の向上を目指します。(計画的な個別研修体制の確保)

ケアマネジメント学会、介護支援専門員協会が行う全国大会 島根県ケアマネジメント研究大会 雲南地域介護支援専門員協会研修 雲南介護サービス事業者連絡会居宅部会研修会 介護認定調査員現任研修 保健所が開催する研修(難病・精神等) 障がい者関係研修会 県集団指導 県社協主催研修会 等

- (6) 関係機関との連携強化、諸会議への開催・参加

特定事業所として定例会議の開催	利用者に関するサービス提供にあたっての留意事項に係る伝達 マネジメントに関する技術 事例検討会、困難事例処遇方針検討 社会資源の現状及び検討 苦情に関する改善方針の検討 職員間での問題点・課題共有、相談 保健・医療及び福祉に関する諸制度について 研修報告 等
-----------------	--

保険者 行政・包括支援センター サービス事業所 介護保険施設 医療機関 保健所 福祉事務所 法人内 等	・他法人の事業所との事例検討・合同研究 ・適正給付に向けた事例検討会 ・担当者会議 ・高齢者等サービス調整会議 ・地域ケア会議 ・ケース検討・支援会議 ・病院等のカンファレンス ・保健所、行政が開催する会議 ・障がい者総合支援協議会が開催する会議 ・雲南地域サービス事業者連絡会居宅部会等
---	---

5. 包括支援センターとの協働・連携

- ・連絡会や随時の対応のかなで情報共有と処遇検討を行います。

6. 関係機関、地域福祉推進部門との協働・連携

- ・法人内での状況共有や課題認識をとおし、地域課題の抽出とその解決、ニーズに即した事業の提案を行います。

7. 効率的業務遂行と安定した利用者の確保

- ・地域資源や各種相談部門とのネットワークを構築し新規利用を確保します。
- ・職員相互の情報の共有化、業務分担による仕事の効率化を図り、働きやすい環境作りを行います。

8. 情報公表、自己評価、利用者意向調査の継続

- ・県公表制度への報告
- ・事業所自己評価、利用者アンケートの実施などで事業の見直し、改善を図ります。

9. 相談・苦情への対応

- ・苦情、要望の早期把握を行います。苦情に係る問題点の把握、対応策を検討し誠実に対応すると共に、苦情に至る背景を考察します。

VI. 保育所

1. 運営方針

- 町の保育方針、保育内容を基本とし、「誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくり」をすすめる社協の基本理念に沿って、保育所運営を行います。
- 一人ひとりの子どもの人権と個性を尊重し、心身の健康と自立を育む保育を目指します。
- 保護者の多様な就労形態に対応するため、保育サービスの充実を図り、安心し

て預けていただける保育所運営を目指します。

2. 重点実施項目

- 初任保育士の育成と保育士の研修を強化し、保育の質の向上を目指します。
- 産休明け保育実施に向けて、体制の整備、職員の研修に取り組みます。
- 「幼児期の終わりまでに育ってほしい 10 の姿」(改定保育指針) を目指した保育に取り組みます。
- 保小中高一貫教育の基、自然体験活動事業の実践とキャリアパスポートの実践を進めています。
- 保育士確保対策事業に取り組みます。

3. 保育所の概要

保育所名及び所在地	定 員	児童数 (4月当初)
さつき保育所 住所 島根県飯石郡飯南町八神 142 番地	20名	10名
桜ヶ台保育所 住所 島根県飯石郡飯南町頓原 1426 番地	60名	38名
来島保育所 住所 島根県飯石郡飯南町野萱 774 番地 2	60名	35名
赤名保育所 住所 島根県飯石郡飯南町上赤名 70 番地 7	60名	36名
		119名

4. 保育所の開所日・開所時間

業 務	開 所 日	開 所 時 間
通常保育 (標準時間認定児)	月曜日から金曜日	午前 7 時 45 分から午後 7 時まで
土曜保育	毎週土曜日	午前 7 時 45 分から午後 6 時まで
延長保育 (短時間認定児対象)	月曜日から金曜日	午後 3 時 45 分から午後 7 時まで
一時保育	月曜日から金曜日	午前 8 時 30 分から午後 5 時まで

*日曜日、祝日、12月29日～1月3日は休所とします。

5. 受け入れ月齢

10か月～就学前まで

6. 飯南町子育て支援事業の実施

(1) 飯南町子育て支援事業実施要綱に基づく事業の実施

- 1) 延長保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）
- 2) 一時保育事業・・・4保育所において実施（土曜日を除く毎日）
- 3) 子育て支援センター事業
就学前の在宅児童とその保護者及び妊婦を対象に、週1回集いのひろばを開催します。（名称「ほっと。café」）
- 4) ファミリーサポートセンター事業
育児について助け合う会員の組織化と運営の支援を行ないます。

7. 会議の実施

- 1) 所長会（月例）
- 2) 主任者会（月例）
- 3) 調理担当者会（献立作成）（月例）
- 4) クラス別担当者会（随時）
- 5) 職員会議（月例）
- 6) 苦情処理第三者委員との情報交換会（年1回）

8. 職員の研修計画

(1) 外部研修への参加

- 1) 島根県保育協議会・・・総会、各種研修会
- 2) 雲南保育協議会・・・総会、施設長部会、保育士部会、研究委員会
調理担当者会、各種研修会
- 3) 島根県青少年家庭課・・・各種研修会
- 4) 島根県社会福祉協議会・・・各種研修会

(2) 内部研修への参加

- 1) 職員会議における復命研修
- 2) 社会福祉協議会職員自主研修
- 3) 飯南町保育所職員研修

*令和2年度は「特別支援に関する研修」を3回～4回実施する。

(3) その他

令和2年度は、保護者を対象とした「子育て講演会」、同日、職員を対象とした「子育て講演会」を開催します。

9. 保育所自己評価の実施

- 1) 各保育所において、「保育所における第三者評価基準（自己評価ガイドライン）」に添った自己評価を実施します。